

消防用設備等点検済表示制度新規登録申請について

消防用設備等点検済表示制度は、防火対象物に設置されている消防用設備等の点検に際し、当協会が承認した点検者(表示登録事業者)が実施した場合、消防用設備等の点検が適正に終了したことの証として、点検済票を設備の主要部分に貼付して、適正に維持管理されていることを表示するものです。

表示登録事業者になると

- 消防用設備等点検事業者としての信頼性がより確保されます。
- 法令改正等の動向を早期に把握することが出来ます。
- 表示登録事業者は全国の点検済票の交付を受けることが出来ます。
県によって発注枚数や金額が異なりますのでお問い合わせ下さい。
- 講習会(実技・学科)が無料で受講出来ます。
- 登録事業者名簿をホームページに掲載します。

表示登録事業者になるために必要な要件

表示登録事業者になるためには、次の要件を満たさなければなりません。

- 点検する消防用設備等に応じた、消防設備士又は消防設備点検資格者を有していること。
- 点検業務を円滑に実施できる人員を保有している組織であること。
- 適正な点検業務を実施するのに必要な資器材を有するとともに、業務を継続できる経済的基盤を有していること。
- 点検の業務に関する損害賠償保険に、原則として加入していること。

表示登録事業者の申請に必要な書類等

- (1)別記様式第1号 登録申請書
- (2)別記様式第2号 点検を実施する消防用設備等の種類
- (3)別記様式第3号 消防設備士・消防設備点検資格者名簿
- (4)別記様式第4号 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表(必要な工具は別添「消防用設備等点検機器工具一覧表」を参考にご記入ください。)
- (5)別記様式第5号 消防用設備等点検業務提携先一覧表
- (6)登録申請書類チェック票(提出用)
- (7)(6)の添付書類 ①から⑨まで

登録申請に基づき審査を行い、その結果を消防用設備等点検済表示管理委員会(年2回程度開催)に諮り承認を受ければ表示登録事業者証及び点検済票が交付されます。

登録手数料等

- 登録の有効期間は、登録した日から2年とする。

登録手数料	現行	10,000円
	改正後	11,000円
登録更新手数料	現行	5,000円
	改正後	6,000円

※ 令和元年10月1日改正 (令和2年4月1日施行)

点検済票の様式

- すべて業者名と電話番号が入ります。
- 1号表示登録事業者・2号表示登録事業者とは
消防用設備等の設置及び点検を業務としている者を1号表示登録事業者(①点検事業者)といい、
それ以外の自社ビルのみを自ら点検するものを、2号表示登録事業者(②点検事業者以外の者)という。
- 10枚単位で購入可能。返品・交換はしません。

【点検済票】

※ 令和元年10月1日改正・施行



消火器用(1枚16円)



補助点検済票(1枚16円)
(発信機用)



消火器以外用(1枚82円)

公益財団法人東京防災救急協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-12
東京消防庁麹町合同庁舎 4階
TEL 03-3556-3702
FAX 050-3737-3719

担当 講習第二課 根岸